

奨学生候補者募集

長野県高等学校等奨学金

中学3年生と保護者の皆様へ

長野県高等学校等奨学金は、向学心を有しながら、経済的理由により修学が困難である生徒の皆さんの修学を奨励するために奨学金をお貸しするものです。

希望される生徒の皆さんは、保護者の方や先生とよく相談をして手続きを行ってください。

※ 高等学校等とは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程です。高等専門学校（高専）、各種学校は対象とはなりません。

1 申込時期

手続きはすべて学校を通じて行いますので、中学校が指定する申込期限までに関係書類を中学校へ提出してください。

2 申込資格

- ◇経済的理由により修学が困難なこと。
- ◇保護者が長野県内に居住すること。（進学先は県内・県外を問いません。）
- ◇成績が優秀であること。（家計状況により成績を問わない場合もあります。）

3 連帯保証人

連帯保証人2名が必要です。連帯保証人のうち、1名は保護者又は後見人とし、もう1名は生計を一にしない、成年者（貸与時に60歳以下）としてください。連帯保証人は、採用決定後の書類提出の際に必要です。

※連帯保証人を立てられない場合は貸与が受けられません。

4 貸与月額

公 立 18,000円

私 立 30,000円

5 貸与期間と貸与方法

- ◇貸付期間は、4月から進学する学校の正規の修学期間の満了する月分までです。
- ◇貸付方法は、貸与者として決定後申し出てください。銀行口座に、5月に4・5月分を一括して振込み、以降は毎月口座へ振込みます。ただし、3月分については2月に2・3月分を一括して振込みます。

6 奨学金の返還について

- ◇奨学金は無利子でお貸ししますが、貸付金ですので全額返還していただきます。
- ◇将来皆さんから返還してもらった奨学金が、後輩たちへの奨学金となります。
- ◇卒業・進学先・就職先を条件とした返還免除の制度はありません。
- ◇高等学校等を卒業したのち1年を経過した時から、貸与した期間の3倍に相当する期間内に返還していただきます。
（例：3年間借りた場合、1年経過後9年間かけて返還（卒業して10年後に完済）するものです。）
- ◇高等学校等を卒業後、大学等へ進学する場合は必要な手続きにより返還を一時猶予する制度があります。

7 遠距離通学費について

通学費、下宿代等に充てる貸付金制度です。

（貸与月額：通学費、寮費等の月額の10分の7 上限26,000円）

希望者は進学後に高等学校等経由で申し込んでください。

**申込手続きなどの詳細は、中学校又は長野県教育委員会事務局
高校教育課にお尋ねください。**